

保険料はなぜ必要？

介護が必要な方を、家族だけでなく社会全体で支えていこうとする制度で、介護保険法により保険料納入は40歳以上の国民の義務とされています。介護が必要な方も必要ではない方も相互扶助の精神の下、平等にその費用を分担します。40歳から64歳までの方は現在加入している医療保険料と一緒に、65歳以上の方は年金からの天引きなどにより、来年4月から介護保険料の納付が始まります。

65歳以上の保険料額は？

国が定めた標準的なサービスを行うとすると、基準額で月額2,500円(所得に応じて1,250円~3,750円)を若干下回る程度と予想されています。保険料は、現在、公募委員も交えた市の委員会で鋭意検討している介護保険計画に基づき決定されます。

どんなサービスがあるの？

在宅サービスには、ホームヘルパーの派遣や訪問入浴、デイサービスセンターの利用などが、また施設サービスには特別養護老人ホームや老人保健施設などへの入所があります。要介護度により利用できるサービスに限りがありますので、市や社会福祉協議会などに配置されるケアマネジャーに相談し自分に合ったプランを作成します。

認定審査はなぜ必要？

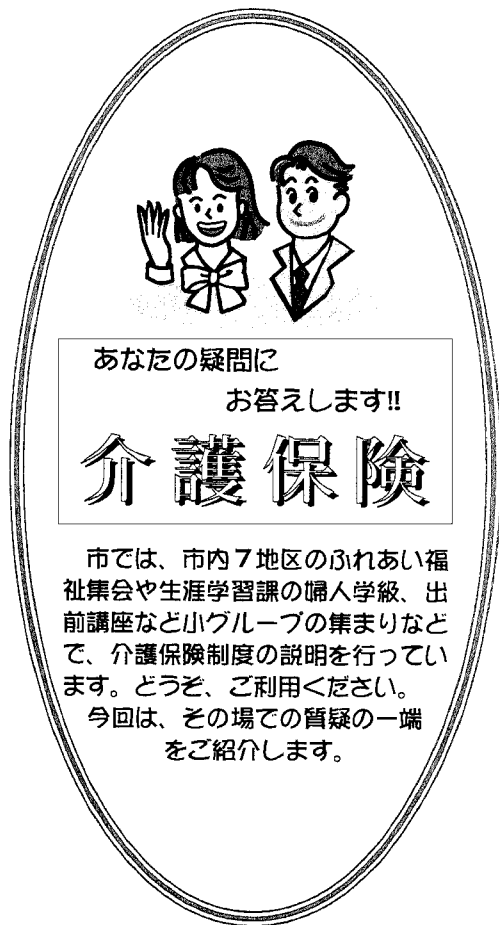
介護保険では、必要なサービスを効率的に提供するために、介護の必要度が「認定」されなければなりません。「認定」は、全国一律の基準で公平、公正に判断するためコンピューターによる1次判定、専門家による2次判定を経て要介護度を決定します。これにより、重度の方にはより手厚く、軽度の方にはリハビリを中心としたサービスメニューが用意されます。

どこで手続きをすればいいの？

現在、下谷地内に建設中の(仮称)保健福祉センターの中に総合相談窓口を開設します。センターには、市の福祉事務所のほか健康推進課、社会福祉協議会も移転して、介護保険ばかりでなく保健医療福祉全般の総合センターとなります。センターの完成予定は来年1月ですので、それまでは市役所の福祉事務所が申請先となります。

なぜ必要なの？

これまで介護は妻や嫁の「勤め」とされてきましたが、高齢化の波は介護する側にも押し寄せ、家族介護は限界にきています。家庭でギリギリまで介護し、ついに耐え切れずに施設や病院に入り、老人福祉費や老人医療費の増大につながっています。



あなたの疑問に
お答えします!!

介護保険

市では、市内7地区のふれあい福祉集会所や生涯学習課の婦人学級、出前講座など小グループの集まりなどで、介護保険制度の説明を行っています。どうぞ、ご利用ください。
今回は、その場での質疑の一端をご紹介します。

今までの福祉サービスは？

これまで福祉サービスを受けていた方のうち、「認定」された方々は介護保険サービスを利用できますが、それ以外の方々へのサービスについては、介護保険サービスとの整合性を考えながら福祉制度の中で検討しています。また、介護が必要とならないように予防していく保健活動や、生きがいをづくりにも力を入れていきます。

都留市の準備は大丈夫？

市では、老人保健福祉計画(平成7~11年度)に基づき、特別養護老人ホームや保健福祉センターの整備を行ってきました。今後は、介護保険実施に向けてハード面からソフト面に重点を移し、ホームヘルパーなどのマンパワーの確保に目下、鋭意努力している最中です。

介護保険って何？

病気の時のために医療保険に加入しているように、介護が必要になった時、介護サービスが受けられるようにするのが介護保険制度です。医療保険と同じように保険料を納め、治療(=サービス)を受けたときに一部負担金を支払います。介護保険法により40歳以上の国民全員が加入します。

払えないと受けられない？

保険料は加入者が平等に負担することが原則ですが、負担能力に差があるのも現実です。介護が必要になったとき、介護サービスが全く受けられない事態を避けるため、保険料負担を5段階制にしたり、災害や失業などにより所得が一時的に減少した場合には、減免する制度も用意されています。

一部負担金の減免は？

医療保険の高額療養費の制度と同様に、1割の自己負担金が著しく高額にならないように、所得に応じて負担限度額が定められています。また、保険料と同様、一時的に収入が減った場合には減免される場合があります。

認定されない施設入所者は？

現在、特別養護老人ホームなどに入所中の方は、本年10月から調査が始まり順次認定され継続入所となりますが、要介護状態に該当しない場合には退所していただくかなくてはなりません。ただし、特別養護老人ホームの場合、5年間の猶予がありますので、円滑な退所が図られるよう早い段階から、福祉施設への入所、在宅サービス利用による家庭への復帰など、その方にふさわしい適切な対応をしていきます。

家族介護に手当はないの？

家族介護に現金給付してしまうと、家族介護が固定化し、介護者の負担軽減という介護保険本来の趣旨から外れてしまう恐れがあります。山間地や離島などサービスが受けにくい場所は例外化が検討されていますが、本市には当てはまりません。